

## 第2回智頭町議会定例会会議録

令和4年6月8日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第49号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5. 議案第50号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6. 議案第51号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7. 議案第52号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8. 議案第53号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9. 議案第54号 令和4年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10. 議案第55号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第11. 議案第56号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正について
- 第12. 議案第57号 智頭町固定資産評価員の選任について
- 第13. 議案第58号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第14. 報告第 1号 令和3年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第15. 報告第 2号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第16. 報告第 3号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第17. 報告第 4号 放棄した債権の報告について
- 第18. 報告第 5号 法人の経営状況について
- 第19. 陳情について

## 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 49 号 令和 4 年度智頭町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 5. 議案第 50 号 令和 4 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6. 議案第 51 号 令和 4 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7. 議案第 52 号 令和 4 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8. 議案第 53 号 令和 4 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9. 議案第 54 号 令和 4 年度智頭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 10. 議案第 55 号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第 11. 議案第 56 号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正について
- 第 12. 議案第 57 号 智頭町固定資産評価員の選任について
- 第 13. 議案第 58 号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 14. 報告第 1 号 令和 3 年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 15. 報告第 2 号 令和 3 年度智頭町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 16. 報告第 3 号 令和 3 年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 17. 報告第 4 号 放棄した債権の報告について
- 第 18. 報告第 5 号 法人の経営状況について
- 第 19. 陳情について

## 1. 会議に出席した議員（12名）

1 番 仲 井 莖

2 番 西 尾 寿 樹

3 番 岡 田 光 弘

4 番 藤 田 浩 祐

5番 宮本行雄  
7番 谷口翔馬  
9番 安道泰治  
11番 河村仁志

6番 田中賢  
8番 波多恵理子  
10番 大河原昭洋  
12番 谷口雅人

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町	長	金	兒	英	夫										
副	町	長	矢	部	整										
教	育	長	長	石	彰	祐									
病	院	事	業	管	理	者	葉	狩	一	樹					
総	務	課	長	國	岡	厚	志								
企	画	課	長	酒	本	和	昌								
税	務	住	民	課	長	兼	水	道	課	長	西	川	公	一	郎
教	育	課	長	竹	内	学									
地	域	整	備	課	長	迎	山	恵	一						
山	村	再	生	課	長	山	本	進							
地	籍	調	査	課	長	原	田	誠	之						
福	祉	課	長	小	谷	い	ず	美							
会	計	課	長	江	口	礼	子								
総	務	課	参	事	川	本	均								
病	院	事	務	部	長	福	安	教	男						

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事	務	局	長	柴	田	睦	子
書	記	松	田	絵	理		
書	記	葉	狩	麻	早	子	

開 会 午前10時30分

## 開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） 　　ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第2回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 　　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、安道泰治議員、10番、大河原昭洋議員を指名します。

### 日程第2． 会期の決定

○議長（谷口雅人） 　　日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 　　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間と決定しました。

### 日程第3． 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 　　日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和4年5月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、6月1日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第4号から日程第13．議案第58号まで 10案

日程第14．報告第1号から日程第18．報告第5号まで 5報告

一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第49号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第2号）から、日程第13、議案第58号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの10議案、及び日程第14、報告第1号 令和3年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第18、報告第5号 法人の経営状況についてまでの5報告を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、令和4年第2回定例町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。それでは、本定例会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

議案第49号から議案第54号までは、補正予算についてです。

議案第49号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第2号）について、主なものを説明します。

まず、各費目に共通して、4月の人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。また、公共交通機関利用促進のため、旅費及び費用弁償の増額を措置しております。

総務費の一般管理費では、産休等代替職員として会計年度任用職員を雇用する経費を、また、人事給与システムの改修に要する経費をそれぞれ措置しております。

まちづくり推進費の行政情報システム推進費では、内部情報系ネットワーク強

靴化を図るための機器追加などに要する経費を措置しています。

交通政策費の交通政策事務費では、県内公共交通の運行維持に向けて、県全体として実施する、「公共交通乗ってe c h o（行こう）県民運動」に、町内の事業者が参加し、公共交通の利用促進につながった場合に、県補助に上乗せして支援する経費を措置しています。

税務総務費では、産休等代替職員として、会計年度任用職員を雇用する経費を措置しています。

民生費の社会福祉総務費では、産休等代替職員として会計年度任用職員を雇用する経費を措置するとともに、人件費の調整に伴い、国民健康保険事業特別会計繰出金を減額しています。

また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、今年度新たに住民税非課税となった世帯等に対する臨時特別給付金の給付に要する経費を措置しています。

障害福祉費では、障害者総合支援システムの改修に要する経費のほか、自動車改造等助成費の増加に伴う社会参加促進事業給付費の増額を措置しています。

老人福祉費では、申請増加に伴う高齢者等居住環境整備助成事業補助金の増額を措置しています。また、人件費の調整に伴い、介護保険事業特別会計繰出金を減額しています。

同和対策費では、同和対策意識調査に要する経費の増額を措置しています。

社会福祉施設費では、本折隣保館の避難誘導灯の修繕及び複合機賃借に要する経費を措置しています。

子育て支援推進費では、子育て支援センターの雨漏り修繕に要する経費を措置しています。

母子父子福祉費では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食料品などの物価高騰等に直面する低所得のひとり親子育て世帯に対する生活支援として、ひとり親世帯臨時特別給付金、また、町独自の支援として実施する、智頭町ひとり親世帯支援臨時特別給付金に要する経費を措置しています。

児童手当給付費では、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯並びに、新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている世帯に対する生活支援として、子育て世帯生活支援特別給付金、また、町独自の支援として実施する、智頭町子育て世帯支援臨時特別給

付金に要する経費を措置しています。

生活保護総務費では、原油及び物価の高騰に伴う生活困窮者に対する支援のため、生活困窮者応援給付金を措置しています。また、町独自の支援として実施する、住民税均等割のみの世帯等に給付する智頭町低所得世帯等支援臨時特別給付金に要する経費を措置しています。

衛生費の予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種の、4回目接種に要する経費を措置しています。

母子衛生費では、乳児健診時の指導助産師報償費の増額を措置しています。

農林水産業費の農業振興費では、中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業に、新たに取り組む組織への支援に要する経費を措置しています。

林業振興費の森林セラピー事業では、豪雪で被害を受けたセラピーロードの施設修繕に要する経費を、木の宿場プロジェクト推進事業では、電気料金の高騰に伴い、温水プールのまきボイラーで使用するまきの増加を図ることとし、出荷材の増に係る経費を、それぞれ措置しています。

林業事業体等支援事業では、智頭町複業協同組合が取り組んでいる林業マルチワーカー制度が多方面から注目を集めている中で、本町における林業就業を強力に推進するための人材育成研修の開催支援に要する経費を措置しています。

山と暮らしの人づくり事業では、豪雪による被害を受けた広葉樹植栽地における鳥獣害防止施設の復旧に要する経費を措置しています。

地域通貨による地域経済活性化促進事業では、原油価格や物価の高騰などにより疲弊した地域経済の活性化のため、地域通貨、杉小判を1人5枚、5,000円分を全町民に配付する経費を措置しています。

商工費の商工振興費では、役場業務において、智頭町複業協同組合を利用し派遣を受けた場合の経費を措置しています。

観光費の観光施設管理費では、大雪により破損した板井原集落の養蚕の家及び総合案内所トイレの修繕に要する経費を措置しています。

土木費の道路新設改良事業では、道路メンテナンス補助事業に対する国費配分額の削減に伴い、事業費の減額を措置しています。

消防費の非常備消防費では、消防団組織再編に伴う報酬の調整を、防災費では、新型コロナウイルス感染症対応の消耗品購入に要する経費を、それぞれ措置して

います。

教育費の事務局費では、英語指導助手1名の任期満了に伴う帰国経費のほか、英語指導助手不補充による報酬等の減額を、マイクロバス管理費では、普通タイヤ更新に伴う消耗品費の増額を、それぞれ措置しています。

中学校管理事業では、学校ホームページ作成管理システム使用料及び清掃用具借上料の増額を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、7,385万8,000円の増額で、補正後の予算総額は、65億7,019万4,000円となります。

議案第50号から議案第54号までは、特別会計及び公営企業会計の補正予算であり、主に4月の人事異動等による人件費の調整を行っています。

次に、条例案件について説明します。

議案第55号 智頭町消防団条例の一部改正については、団員定数を364人とするものです。

議案第56号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町負担に関する条例の一部改正については、公職選挙法の改正に伴い、公営単価の改正などを行うものです。

次に、人事案件ですが、議案第57号 智頭町固定資産評価員の選任については、令和4年4月1日付の人事異動に伴い、後任の西川公一郎を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第58号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員、金允基氏の任期が令和4年6月18日で満了となることに伴い、引き続き同氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

最後に、報告案件です。

令和3年度繰越明許費繰越計算書については、一般会計では一般管理費ほか25事業の、公共下水道事業特別会計では公共下水道総務費ほか2事業の、農業集落排水事業特別会計では農業集落排水事業総務費の繰越状況について、それぞれ報告するものです。

放棄した債権の報告については、智頭町債権管理条例の規定により、令和3年度の債権放棄状況について報告するものです。

法人の経営状況については、智頭町土地開発公社の令和3年度の経営状況について、報告するものです。



以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第4、議案第49号から日程第13、議案第58号までの10議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第49号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、補正予算書1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第49号 令和4年度智頭町一般会計補正予算（第2号）でございます。

歳入・歳出の総額に7,385万8,000円を増額し、それぞれ65億7,019万4,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和4年度6月補正予算概要と補正予算書により説明させていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がございますが、ご了解いただきたいと思います。

概要1ページ、補正予算書では12ページの議会費では、給与改定に伴う人件費の調整をしております。また、公共交通機関利用促進のため、旅費及び費用弁償に要する経費を措置しております。

同じく12ページから13ページにかけての総務費の一般管理費では、人件費の調整を行うとともに、産休等代替職員として会計年度任用職員を雇用する経費を、また、人事給与システム改修に伴う電算事務委託料の増額を措置しております。

13ページの財産管理費では、議場会議システム更新に伴う備品購入費の増額を措置しております。

同じく13ページのまちづくり推進費のまちづくり事務費では、人件費の調整を行うとともに、公共交通機関利用促進のため、旅費に要する経費を、また、行政情報システム推進費では、内部情報系ネットワーク強靱化を図るための機器追加などに要する経費を併せて措置しております。

14ページの交通政策費の交通政策事務費では、県内公共交通の運行維持に向けて、県全体として実施する事業に町内の事業者が参加し、公共交通の利用促進につながった場合に、県補助に上乗せして支援する経費を措置しております。

同じく14ページの財政調整基金費では、給与改定に伴う期末手当の調整分を財政調整基金に積み立て、措置をしております。

14ページから15ページにかけての税務総務費では、人件費の調整を行うとともに、産休等代替職員として会計年度任用職員を雇用する経費を、また、公共交通機関の利用促進のため、旅費及び費用弁償に要する経費を併せて措置しております。

15ページの戸籍住民基本台帳費では、人件費の調整を行っております。また、参議院議員選挙費では、選挙公示日の変更に伴う期日前投票立会人報酬の増額を措置しております。

16ページの統計調査総務費では人件費の調整を、監査委員費では公共交通機関利用促進のため、旅費及び費用弁償に要する経費を措置しております。

16ページから17ページにかけての社会福祉総務費では、人件費の調整を行うとともに、産休等代替職員として会計年度任用職員を雇用する経費、及び人件費の調整に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の減額を措置しています。また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、今年度新たに住民税非課税となった世帯等に対する臨時特別給付金の給付に要する経費などを措置しております。

17ページの国民年金費では、人件費の調整を行っております。

17ページから18ページにかけての障害福祉費では、障害者総合支援システム改修に要する経費を、また、自動車改造等助成費増による社会参加促進事業給付費に要する経費を措置しております。

18ページの同和対策費では、人件費の調整を行うとともに同和対策意識調査に要する経費の増額を措置しております。

18ページから19ページにかけての社会福祉施設費では、人件費の調整を行

うとともに、本折隣保館の避難誘導灯の修繕及び複合機賃借に要する経費を措置しております。

19ページの、また、概要書では2ページとなります子育て支援推進費では、人件費の調整を行うとともに、子育て支援センターの雨漏り修繕に要する経費を措置しております。

19ページから20ページにかけての保育園費では、人件費の調整を行うとともに、公共交通機関利用促進のため、旅費及び費用弁償に要する経費を措置しております。

20ページの母子父子福祉費では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食料品などの物価高騰等に直面する低所得の独り親子育て世帯に対する生活支援として、ひとり親世帯臨時特別給付金、また、町独自の支援として実施する、智頭町ひとり親世帯支援臨時特別給付金に要する経費を措置しております。

同じく20ページの児童館費では、人件費の調整を行っております。

21ページの児童手当給付費では、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯並びに新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている世帯に対する生活支援として、子育て世帯生活支援特別給付金、また、町独自の支援として実施する、智頭町子育て世帯支援臨時特別給付金に要する経費などを措置しております。

21ページから22ページにかけての生活保護総務費では、人件費の調整を行うとともに、原油及び物価の高騰に伴う生活困窮者に対する支援のため、生活困窮者応援給付金を措置しています。また、町独自の支援として実施する、住民税均等割のみの世帯等に給付する、智頭町低所得世帯等支援臨時特別給付金に要する経費を措置しております。

22ページの保健衛生総務費では、人件費の調整を行っております。

22ページから23ページにかけての予防費では、人件費の調整を行うとともに、新型コロナウイルスワクチン接種の4回目接種に要する経費を措置しております。

23ページの母子衛生費では、乳児健診時の指導助産師報償費の増額を措置しております。

同じく23ページの保健師設置費及び農業委員会費では、人件費の調整を行っ

ております。

23ページから24ページにかけての農業総務費では、人件費の調整を行うとともに、公共交通機関利用促進のため、旅費に要する経費を措置しております。

24ページの農業振興費では、中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業に、新たに取り組む組織への支援に要する経費を措置しております。

同じく24ページの地籍調査費では、人件費の調整を行うとともに、公共交通機関利用促進のため、旅費に要する経費を措置しています。また、農業集落排水費では、人件費の調整に伴う農業集落排水事業特別会計繰出金を減額しております。

24ページから25ページにかけての林業総務費では、人件費の調整を行っております。

24ページの、概要書では3ページとなります。林業振興費の森林セラピー事業では、豪雪で被害を受けたセラピーロードの施設修繕に要する経費を、木の宿場プロジェクト推進事業では、電気料金の高騰に伴い、温水プールのまきボイラーで使用するまきの増加を図ることとし、出荷材の増加に係る経費を、林業事業者等支援事業では、智頭町複業協同組合が取り組んでいる林業マルチワーカー制度が多方面から注目を集めている中で、本町における林業就業を強力に推進するための人材育成研修の開催支援に要する経費を、山と暮らしの人づくり事業では、豪雪による被害を受けた広葉樹植栽地における鳥獣害防止施設の復旧に要する経費をそれぞれ措置しております。

また、地域通貨による地域経済活性化促進事業では、原油価格や物価の高騰などにより疲弊した地域経済の活性化のため、地域通貨、杉小判を1人5枚、5,000円分を全町民に配付する経費を措置しております。

同じく24ページの造林事業費では、人件費の調整を行っております。

また、同じく24ページの商工振興費では、役場業務において、智頭町複業協同組合を利用し、派遣を受けた場合の経費を、観光費の観光施設管理費では、大雪により破損した板井原集落の養蚕の家及び総合案内所トイレの修繕に要する経費を、それぞれ措置しております。

26ページの土木総務費では、人件費の調整を行うとともに、公共交通機関利用促進のため、旅費に要する経費を措置しております。

同じく26ページの道路新設改良事業では、道路メンテナンス補助事業に対する国費配分額の削減に伴い、事業費の減額を措置しております。

同じく26ページの下水道事業費では、人件費の調整に伴う公共下水道事業特別会計繰出金の増額を措置しております。

同じく26ページの非常備消防費では、消防団組織再編に伴う報酬の調整を、また、防災費では、新型コロナウイルス感染症対応の消耗品購入に要する経費を、それぞれ措置しております。

27ページから28ページにかけての教育費の事務局費では、人件費の調整を行うとともに、公共交通機関利用促進のため、旅費及び費用弁償に要する経費を措置しております。また、外国語指導助手招致事業では、英語指導助手1名の任期満了に伴う帰国経費のほか、英語指導助手不補充による報酬等の減額を、マイクロバス管理費では、普通タイヤ更新に伴う消耗品費の増額を、それぞれ措置しております。

28ページの学校管理費の中学校管理事業では、学校ホームページ作成管理システム使用料及び清掃用具借上料の増額を措置しております。

28ページから30ページにかけての、概要書では3ページから4ページとなります社会教育総務費、中央公民館費、社会教育施設費、図書館費、学校給食費では、いずれも人件費の調整を行っております。

30ページの体育施設費では、予算費目の組み換えを行っております。

以上、合計7,385万8,000円の増額補正となっております。

次に、歳入についてでございますが、予算書2ページのとおり、地方譲与税、国庫支出金、県支出金、繰入金及び町債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑については、歳入・歳出、債務負担行為並びに地方債補正の3区分に分けて行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 確認です。歳入の10ページ、土木費国庫補助金の部分の減額と、続いて11ページの地方債の土木債の減額部分が、歳出のほうの工事請負費のほうに反映されてるといふふうに見えますけども、これ該当箇所、以前聞いたかも分かりませんが、もう一度お願いいただけたらと思います。

○議長（谷口雅人） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） ご指摘の箇所ですけども、今回の補正につきましては、道路メンテナンス補助事業になりますので、橋梁修繕全体に係る部分として、お受け取りいただけたらと思います。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 18ページの老人福祉費です。負担金補助及び交付金ということで、高齢者等居住環境整備助成事業補助金ということで100万余りの補正増額となっております。これは、手すりであったりとか、スロープ、バリアフリー化というようなことになろうかと認識しておりますけども、予算に対して何件ぐらいの申請が増えてきてるのか、その辺りについて説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 高齢者等居住環境整備助成事業についてですが、当初予算で1件予定しておりましたが、現在、相談が2件ございまして、今回補正を2件分させていただいております。

1件につきまして、こちらのほうの補助は53万4,000円でございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 確認ですけども、高齢者に向けてということではあるんですけども、高齢者以外での申請等々もあるんでしょうか。この中身について、

もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） ここは高齢者でございまして、介護保険の住宅改修事業が、限度額20万でございまして。20万ですと十分な、手すり等のみしかできないというふうなことで、大規模な改修が行えないというふうなことで、介護保険にプラスアルファして80万までの限度額で、町のほうは3分の2補助するというふうな形になっておりますので、高齢者のみの事業でございまして。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 本冊14ページです。交通政策費の部分の智頭町公共交通乗ってe c h o（行こう）県民運動補助金50万円、これは事業の事業所のほうにあてがう部分だと思いますけども、その他、公共の職員さんとか役場の職員さんとかの方も協力するという意味で、各施設に上がっている旅費というのが今回の旅費というふうに関連づけてよろしいんでしょうかね。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） ご質問ですけど、関連づけております。県民運動として、県が主導でやっておりますので、行政も出張時における公共交通の利用促進をということで各旅費の増額を措置しているところでございます。

県民運動の乗ってe c h o（行こう）運動につきましては、県が主導する事業に対して実績が出た町内の事業者に対して、上乗せ分を措置するということになっております。

○議長（谷口雅人） 9番、安道議員。

○9番（安道泰治） 今の質問についてですけども、これ50万設定してありますけども、予定数は何件組んであるのか教えていただけますか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 上乗せ分の10万円としまして、5社分を予算措置させていただきます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊の22ページの予防費です。コロナワクチンの接種委託料ということで1,100万余の計上があるんですけど、国の指針に基づ

いて、その対象者ということがあろうかと思うんですけど、65歳以上の高齢者であったり、医療従事者、基礎疾患のある者というようなことになろうかと思えますけど、何人ぐらい想定されてるんでしょうか、その辺りについて、いかがですか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 3回目の接種を終えておられる方が4,400人現在いらっしゃいますので、今回、4,500人分を予算化しております。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） この4,500人の対象予定ということですが、これは65歳以上とかということではなしに、3回目接種した人イコール、4回目接種を行うと、そういう意味合いで捉えたらいいんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 現在の国のほうの指針では、60歳以上の高齢者、高齢者というか60歳以上の方と、基礎疾患がある18歳以上の方というふうなことで、申請に基づくとというふうなことで、数のほうが把握しづらいということで、申請に基づくとというふうなことで、今現在では、そういうふうな形ですが、全体的に不足のないようにというふうなことで4,500人分を予算化しております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

7番、谷口翔馬議員。

○7番（谷口翔馬） 本冊25ページ、林業振興費、杉小判のことですが、配付時期はいつ頃になるのか教えてください。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 補正予算成立後、速やかに準備を進めて、7月中には町民の皆さんへの発送作業を終えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、谷口翔馬議員。

○7番（谷口翔馬） 前段でも、期間がちょうどよかったという町民の声もありましたのですが、このたび使用期間というのは、いつからいつまでになるのか教えてください。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。



○山村再生課長（山本 進）　　今回は、使用期間は3か月間程度、10月末までを予定してございます。

　　以上です。

○議長（谷口雅人）　　ほかありませんか。

　　10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋）　　同じく25ページの林業振興費です。これ事業費の中にセラピーロードの豪雪被害の修繕ということで85万8,000円かな、計上されておりますけども、被害内容について、ちょっと教えていただけますか。

○議長（谷口雅人）　　山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進）　　例年にない豪雪で、小規模なものを含めてかなりの被害が出たわけではあります、当初予算で対応できる分もあるんですが、三滝ダムの奥の2つの滝に降りる、林道から下りる、かなり高低差のある階段でございます。そこの修繕に85万円必要ということでもあります。

　　以上です。

○議長（谷口雅人）　　10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋）　　これも同じく林業振興費の負担金補助及び交付金の多様性の森づくり活動支援事業補助金ということで40万円、これは説明では、これも同じく豪雪で、広葉樹の植栽地の超獣害防止施設の復旧というふうにありますけども、これは場所としては、どこになるんですかね。

○議長（谷口雅人）　　山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進）　　これまでの経緯を含めて、少し説明させていただきます。

　　ここ数年来、溪流沿いの人工林をミズナラなどの広葉樹林に転換すると。多様性のある森づくりということについて、モア・トゥリーズと連携しながら進めてきたところであります。

　　その一環として、平成29年度に芦津で広葉樹の溪畔林造成に取り組んだところであります。その際に設置した地下のネットが、その大半が被害を受けたということで、今回、多様な森づくり支援の一環として支援をするということになります。

　　以上です。

○議長（谷口雅人）　　10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 同様に林業振興費で、智頭林業を担う人材育成支援事業費補助金ということで130万円余り、人材育成研修ということは、当然必要なことではあるというふうに思ってるんですけど、その開催支援をするということなんで、その研修内容は具体的にどういうことを検討されてるのか、お知らせください。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 研修の内容は、どちらかというところ初心者向けの研修を想定しております。今現在、ご案内のとおり林業、マルチワーカーの制度が動き初めて、そういった動きがかなり注目されてる中で、かなり全国的に人材を呼び込むチャンスといったこともありまして、そういったことを支援するということになったものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 本冊の17ページです。国民健康保険事業特別会計繰出金804万5,000円の減、当初は8,300万の当初で上がっておりましたが、これ見込みによる繰り出し減でよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 異動に伴う人件費の調整に伴う減になります。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 本冊の20と21、独り親世帯とか子育て世帯生活支援等々ございます。この会議場ではちょっと返事がもらえないかも分かりませんが、重複している世帯等々とか、もし細かいことが分かれば、また委員会のほうで説明いただけたらと思います。

○議長（谷口雅人） 西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） ただいまの質問は、重複する世帯ということの質問でよろしいでしょうか。

今回の世帯におきましては、まず、低所得者の独り親の児童扶養手当の受給者の方に給付いたしますし、また、児童手当の均等割等の非課税である世帯ということで、国からの世帯の生活支援特別給付金につきましては重複しませんけれど

も、総務課の町のほうで独自にやるものにつきましては、重複した形で給付、上乘せ給付というような格好になろうかと思えます。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。  
次に、債務負担行為並びに地方債補正の質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。  
最後に、再度、一般会計全般にわたって質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。  
日程第5、議案第50号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書36ページをご覧ください。  
議案第50号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ804万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億8,481万1,000円とするものです。  
歳出につきましては、42ページをご覧ください。

提案理由でも説明のあったとおり、人件費の調整を減額しています。

財源につきましては、41ページをご覧ください。

一般会計繰入金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。  
質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第51号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書46ページをご覧ください。

議案第51号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額を362万8,000円増額し、それぞれ3億1,230万3,000円とするものでございます。

歳出につきまして、52ページをご覧ください。

人件費の調整について、措置しております。

歳入につきましては、51ページです。

繰入金で賄っております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第52号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書55ページをご覧ください。

議案第52号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額を90万1,000円減額し、それぞれ3億8,541万1,000円とするものでございます。

歳出につきまして、61ページをご覧ください。

人件費の調整を措置しております。

歳入につきましては、60ページです。

繰入金で賄っております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第53号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書64ページをご覧ください。

議案第53号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ79万2,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれを9億7,154万9,000円とするものです。

歳出につきましては、72ページをご覧ください。

人件費の調整を減額措置するとともに、保険料還付金を増額措置しています。

財源につきましては、70ページから71ページをご覧ください。

主に繰入金、繰越金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第54号 令和4年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

西川水道課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第54号 令和4年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

収益的支出のうち、営業費用を16万2,000円増額し、収益的収入及び支出、それぞれ8,388万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

営業費用の総経費のうち、人件費の調整を措置しております。これは、人事異動並びに共済組合の掛け金の見直しに伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第55号 智頭町消防団条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案第55号 智頭町消防団条例の一部改正については、団員の定数を改正するものでございます。

議案書1ページをご覧ください。併せて、議案説明資料1ページの上の段もご覧いただきたいと思えます。

改正内容につきましては、議案書2ページをご覧ください。

消防団員が減少傾向にあり、実態に合わせて第5条の団員の定員を364名に改正するものです。

施行期日は、交付の日からであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第56号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案第56号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正については、公職選挙法の改正に伴い、公営単価の改正などを行うものです。

議案書3ページをご覧ください。併せて、議案説明資料1ページの下段もご覧いただきたいと思えます。

改正内容につきましては、議案書4ページから6ページをご覧ください。

選挙運動用自動車の使用に係る町費負担、選挙運動用ビラの作成に係る町費負担、選挙用ポスターの作成に係る町費負担について、1日当たりなどの限度額、作成単価の限度額を改正するものでございます。

施行期日は、交付の日からでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時24分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第57号 智頭町固定資産評価員の選任についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案第57号 智頭町固定資産評価員の選任につきましてでございますが、本年4月1日の人事異動に伴い、後任の税務住民課長、西川公一郎を評価委員に選任することにつきまして、地方税法の規定により同意を求めるものでございます。

同意を求める者、鳥取県八頭郡智頭町大字野原27番地3、西川公一郎。昭和40年5月8日生まれ。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時26分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第58号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） 議案第58号、議案書8ページでございます。智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

選任したい者、八頭郡智頭町大字智頭1896番地6、金 允基。昭和48年8月11日生まれ。

これは、固定資産評価審査委員会委員、金 允基氏の任期が本年6月18日で満了となりますので、引き続き同氏を選任したいので、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和7年6月18日までの3年間です。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第14、報告第1号から、日程第18、報告第5号については、質疑の終了をもって報告は終了となりますので、ご了解ください。

日程第14、報告第1号 令和3年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 報告第1号 令和3年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これは、3月の定例会において、それぞれの繰越事業における限度額を議決いただいておりますが、財産管理費ほか25事業につきまして、繰越額及び財源内訳が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第15、報告第2号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長 (西川公一郎) 別冊の令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

報告第2号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これは、3月定例会において限度額を議決いただいたものですが、繰越額の確定に伴い、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

繰越額は1,936万4,000円、財源は、国庫補助金825万円、地方債1,040万円です。

以上であります。

○議長 (谷口雅人) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第16、報告第3号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長 (西川公一郎) 別冊の令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

報告第3号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これは、3月定例会において限度額を議決いただいたものですが、繰越額の確定に伴い、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越額は820万円、財源は地方債です。

以上でございます。

○議長 (谷口雅人) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第17、報告第4号 放棄した債権の報告についての補足説明を求めます。  
西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長(西川公一郎) それでは、議案9ページをご覧ください。

報告第4号 放棄した債権の報告についてでございます。

これは、智頭町債権管理条例第14条の規定により放棄した債権について、第15条の規定により報告するものです。

内容につきましては、調書に記載しておりますとおり一般会計、住宅使用料3件、69万3,302円、事由といたしましては、債権管理条例第14条1項7号、所在不明でございます。

続きまして、水道事業会計、水道使用料3件、7万283円、事由といたしましては、債権管理条例第14条1項7号、所在不明でございます。

次に、病院事業会計、医療費5件、108万8,600円、事由といたしましては、債権管理条例第14条1項9号、死亡でございます。

続きまして、介護保険会計、介護報酬返還金1件、2,411万3,729円、事由といたしましては、債権管理条例第14条1項1号、破産でございます。

以上の合計で12件、2,596万5,914円となっております。

以上で、報告を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第18、報告第5号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。  
迎山地域整備課長。

○地域整備課長(迎山恵一) それでは、議案11ページをご覧ください。

報告第5号 法人の経営状況についてでございます。

これは、5月10日に監査を受け、同月18日に開催の理事会で承認を得ました智頭町土地開発公社の決算について、地方自治法の規定により報告するもので

ございます。

1枚めくっていただきますと、以下が財務諸表になります。

そうしますと、さらに1ページはぐっていただきまして、1ページが決算報告書になります。中ほどの列に、それぞれの決算額を記載しております。

まずは収益的収支の収入決算額ですが、2,075万2,345円。このうち事業収益としまして、隣保館改築事業用地売却による2,075万1,863円。内訳は、備考欄に記載しておりますとおり用地売却収入547万98円、公社経営健全化補助金1,528万1,765円になります。

また、事業外収益は、預金利息の482円になります。

次に、支出決算額ですが、3万円。内訳は、法人税2万1,000円と理事報酬9,000円になります。

続いて、資本的収支の収入決算額ですが、4,000万円。これは、借入金になります。

続いて、支出決算額ですが、4,012万3,232円。これは、償還金元金4,000万円と借入利息12万3,232円になります。

借入れ状況につきましては、7ページにお示ししておりますのでご覧ください。

次に、5ページ、財産目録をご覧ください。

資産総額は3,020万3,504円、負債総額は2,000万808円。差引き正味財産が1,020万2,696円で、現金預金明細を6ページに示しております。

なお、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等の関連資料も添付しておりますので、そちらもご覧ください。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで、補足説明及び質疑を終わります。

日程第19．陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第19、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであります。所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、6月10日から6月15日までの6日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、6月10日から6月15日までの6日間を休会とすることに決定しました。

6月9日は、午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会等を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る6月16日は、本会議を開き、委員会の報告を求め、質疑並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 午前11時37分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和4年6月8日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 安 道 泰 治

智頭町議会議員 大 河 原 昭 洋